

ひとり親世帯家賃補助（変更申請）

転居された場合は、下記の補助対象要件（住居要件）を全て満たしているか確認してください。
 転居先の住居が要件を満たしていない場合、「対象外報告」の申請をしてください。

確認欄	対象要件
<input type="checkbox"/>	<p>★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること。</p> <p>・1981年（昭和56年）6月1日以降に着工（建築）された住宅 ※完成日ではありません。 （不動産業者に、「建築確認通知書（確認済証）」の発行日が昭和56年6月1日以降であること等をご確認下さい）</p> <p>・1981年（昭和56年）5月31日以前に着工した住宅の場合は、 <u>耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅である必要があります。</u></p> <p>※階段室型団地（エレベータのない5階建て以下の鉄筋コンクリート造で、各住戸が階段室に直接面している団地）の耐震性の取扱いについては、ご相談ください。</p>
<input type="checkbox"/>	★広さが最低居住面積水準（25㎡以上）であること。
<input type="checkbox"/>	★申請者の3親等内の血族及び姻族並びに配偶者の所有する住宅ではないこと。
<input type="checkbox"/>	★住み替えにより住環境が改善されること。

★必要書類一覧 変更申請をする前に、次の書類がそろっていることを確認してください。

確認欄	必要書類
●転居した方	
<input type="checkbox"/>	<p>世帯全員の住民票の写し</p> <p>*3か月以内かつ最新のもので、マイナンバーが記載されていないもの *入居しようとする世帯全員分の続柄の記載が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>賃貸借契約書の写し（各部分を切り取りせず、ページ全体を提出） （確認項目）・物件名 ・住所 ・契約締結日 ・家賃金額 ・支払方法 ・契約締結部分（契約両者の記名押印箇所） ・住宅の広さ（平方メートル） ・建築年月日</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【該当者のみ】※賃貸借契約書で上記の項目が確認できない場合 重要事項説明書の写し（上記項目が確認できるページ）</p> <p>URに転居の場合は住宅設備の説明書（間取り図付きのもの）を提出してください。 ※賃貸借契約書や重要事項説明書でも建築年や広さが確認できない場合は、建物登記簿謄本や建物登記事項証明書の写しも併せて提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【該当者のみ】※1981年（昭和56年）5月31日以前に建築された住宅の場合 耐震診断を受け、耐震性を有することが確認できる書類か耐震改修を完了したことが分かる書類（耐震基準適合証明書の写し）</p>
●氏名を変更した方・振込先口座を変更した方	
<input type="checkbox"/>	【氏名を変更した方のみ】戸籍謄本の写し（3か月以内かつ最新のもの）
<input type="checkbox"/>	<p>振込先の口座情報の写し（通帳・キャッシュカードWEB画面の写しなど） 金融機関名、口座種別、支店名、口座番号、口座名義が分かるもの</p> <p>・銀行通帳の場合：通帳1ページ目の口座情報のページ ・インターネットバンキングの場合：WEB通帳の口座番号連絡書や口座情報照会画面等</p>
●公的制度以外に家賃補助をもらっている方で金額に変更がある方	
<input type="checkbox"/>	他の家賃補助内容がわかる書類

※世帯員の変更など上記以外の変更の場合は、必要書類をお問合せください。